

不当判決弾劾!!

加藤誠二さんの早期職場復帰のために あらゆる闘いを展開しよう!!

5月19日、名古屋地方裁判所（遠藤俊郎裁判長）は加藤誠二さんの解雇無効を求めて闘ってきた「蒲郡駅事件」民事裁判に対して、不当にも「原告の請求を棄却する」と言う判決を出しました。

判決理由は、「推認」だけで無理やり有罪に持ち込んだ「刑事裁判判決」にすぎた内容のないものでした。

私たちは、刑事・民事の不当極まりない判決の反動性を内外に広く訴える取り組みを全組合員で担わなければなりません。

JR東海労新幹線地本は、5月21日に品川駅港南口、鍛冶橋交差点付近で、蒲郡駅事件の不当性を広く訴える街宣ビラ配布行動を展開しました。

さらに、加藤誠二さんの完全無罪・早期職場復帰に向けてあらゆる闘いを展開しようではありませんか！



5.19加藤民事裁判報告集会



5.21品川駅頭ビラ配布

5.21運輸所前ビラ配布

6.3「蒲郡駅事件控訴審勝利総決起集会」(仮称)に 最大限の結集しよう!!

開催日時：2009年6月3日 18:30～

開催場所：目黒さつき会館

主催：JR東海労働組合新幹線地方本部

